

評価軸④-1

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和元年度 現在の状況
文化財の調査及び指定・登録について		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容  
 未指定文化財の調査・把握を進め、その成果等から、京都市の歴史・文化等を理解するうえで重要なものを、市文化財として指定・登録するほか、国指定・登録・選定への意見具申等を行うことで保存活用に努める。  
 (以下削除)

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・令和元年度は文化財の新指定6件、登録2件、追加指定1件。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

計画どおり進捗している  
計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等

令和元年度京都市指定文化財

【建造物】



徳林庵 山科地藏堂



長江家住宅(附) 棟札等(追加指定)

【文化財環境保全地区】



東海道・山科地藏堂文化財環境保全地区

評価軸④-2

文化財の保存又は活用に関する事項

		評価対象年度	令和元年度
項目		現在の状況	
文化財の修理, 防災防犯対策, 周辺環境の整備		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	
計画に記載している内容	・本市所有又は管理の指定・登録文化財は府の協力を得ながら, 本市の文化財保護技師が行う。 ・京都市指定・登録文化財は修理等の指導・助言を行うとともに, 修理等の費用の一部に補助を行う。 ・伝統的建造物群保存地区内の建造物及び環境物件について, 修理・修景等の費用の一部に補助を行う。 ・京都市域内の国宝・重要文化財への防災設備の設置は, 国庫補助事業として国や府と連携しながら進める。 また, 市指定文化財については, 防災設備設置への助成制度により防災事業を進める。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・京都市指定登録文化財(建造物)の修理事業として, 六孫王神社 など, 令和元年度中に26件(一般の修理・未来)の修理事業を実施。【再掲】 ・伝統的建造物群保存地区内における修理・修景助成: 14件【再掲】 ・夏の文化財防火運動(7月12日から18日まで)及び文化財防火運動(1月23日から29日まで)期間中に, 文化財関係社寺等において85件の訓練を行うとともに, 文化財市民レスキュー体制の育成指導を201回行った。 ・社寺等での災害発生時に初期消火や応急手当等を迅速に行う「文化財防災マイスター」を106人養成した。 ・仁和寺において, 市民を対象に文化財に対する防火防災意識の普及啓発を図る「文化財防火市民講座」を開催, 86名の参加があった。 ・清水寺において, 小中学生の生徒たちを対象に, 文化財が災害からどのように守られているかなどを学ぶ「文化財防火サマースクール」を開催, 211名の参加があった。 ・周辺環境の整備については, 歴史的風致形成建造物新規指定8件, 景観重要建造物新規指定3件を行った。【再掲】 ・ノートルダム寺院の火災原因が修理工事である可能性が指摘されたことを受け, 修理工事中及び修理着工予定である京都市指定登録文化財の所有者に対して, 防災体制を再確認するよう, 文書にて注意喚起した。また, 防災設備の設置・更新に対して補助金を交付している。			
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)			
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	文化財を保全するためには, それ自身の保存のみでなく, 周辺環境の保全・整備が不可欠であるため, 景観保全施策・まちづくりに関する施策・文化財保護施策・防災施策等, 様々な施策を協同して進められるよう, 関連部署の連携を図っていくことが必要。		

状況を示す写真や資料等

文化財の修理等(市指定文化財の修理)



市指定文化財・六孫王神社 修理前



市指定文化財・六孫王神社 修理後

伝統的建造物群保存地区における修理・修景



修景前(塀等修景工事)



修景後(塀等修景工事)

周辺環境の整備

・平成30年度新規指定件数 歴史的風致形成建造物:11件, 景観重要建造物:8件



奥田邸(景観重要建造物)



元立誠小学校(歴史的風致形成建造物)

防災事業



防火訓練(醍醐寺)



文化財防火サマースクール(清水寺)

評価軸④-3

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和元年度 現在の状況
文化財の保存及び活用の普及啓発について		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容 市民参加によって文化財の保存・活用が図られる仕組みづくりを進める。国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大する。【頁6-8】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

文化財マネージャー育成講座を実施し、令和元年度に28名の文化財マネージャーを登録。また、文化財マネージャーの全員を対象としたスキルアップ研修を実施した。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

計画どおり進捗している  
計画どおり進捗していない

文化財マネージャーのスキルアップを図る必要がある。スキルアップの研修や登録後の活動において連携を図ることにより、スキルの向上を目指す。

状況を示す写真や資料等

●文化財マネージャー講座

- ・文化財マネージャー育成講座の開催:全14回
- 平成31年1月～令和元年7月 育成講座受講生:36名
- 令和2年1月～7月(予定) 育成講座受講生:36名



- ・文化財マネージャースキルアップ研修の開催
- 開催日: 令和元年6月, 9月, 令和2年2月(計3回)
- 参加者: 延べ55名



文化財マネージャースキルアップ研修

評価軸④-4

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和元年度
		現在の状況

京都市文化財保存活用地域計画の検討

- 実施済
- 実施中
- 未着手

計画に記載している内容

市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化財の保存・活用に積極的に取り組むこととする。  
 今後は、平成31年3月に京都市文化財保護審議会から出された「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方」についての答申を受けて、これまで京都市が取り組んできた「京都を彩る建物や庭園」、「京都をつなぐ無形文化遺産」、「まち・ひと・ところが織り成す京都遺産」などの独自の維持継承の取組を踏まえ、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく文化財に加え、人々の生活、歴史と文化の理解に欠くことができない有形、無形のもの全てを京都文化遺産と位置づけ、維持継承を図っていくことが求められている。  
 また、文化遺産の調査・研究や必要な修理を行い、後世に引き継いでいく「保存」と、文化遺産の価値を多くの人が共有できるように発信、公開する「活用」とをバランスよく行うことにより、保存のための資金の確保や、担い手の確保、伝統技術の継承につなげ、これにより、文化財の価値を未来に伝えていく「保存と活用の好循環」が求められている。【頁6-1】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

地域の文化遺産をまちづくりに活かしつつ、総合的に保存活用を図るとともに、市民をはじめ、京都に関わる多くの人の力を借りて、持続可能な文化財保護につなげていくため、京都市文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでいる。

＜検討の経過＞

- ・「これからの京都市の文化財保護の在り方について」(京都市文化財保護審議会答申)の提出(平成31年3月)
- ・シンポジウム「文化財の保存と活用を考える」を開催(令和元年10月23日)  
文化財所有者等約70名が参加
- ・市民、所有者の意識調査、研究者、企業等へのアンケート調査の実施(令和元年12月19日～令和2年1月15日)  
市民1144人、所有者181件、研究者63人、博物館23館、企業・団体:49団体、自治体34団体から回答  
京都市における文化財保護施策の一層の充実に向けたアンケート調査報告書のとりまとめ
- ・京都市文化財保護審議会地域計画部会による意見聴取(令和元年11月6日、令和2年1月29日、令和2年3月27日)  
京都市の概要、文化遺産の概要、歴史文化の特徴、文化遺産の保存活用の方針について意見を聴取

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

- 計画どおり進捗している
- 計画どおり進捗していない

状況を示す写真や資料等



シンポジウム「文化遺産の保存と活用を考える」の様子

アンケート調査に係る新聞記事(京都新聞(令和2年5月14日))

評価軸④-5

文化財の保存又は活用に関する事項

項目	評価対象年度	令和元年度 現在の状況
「京都の文化的景観」の保存活用		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手

計画に記載している内容

文化的景観としては、本市では、平成27年10月に「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定された。一方、京都の景観は、豊かな自然遺産と悠久の歴史遺産を骨格として守りながら、地域ごとの暮らしに応じた特色ある景観と、さらには全体としての京都らしい景観とを生み出してきたものであり、常に本物を追求しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、時代とともに創造的に発展させながら、受け継がれてきたものであり、その全てが文化的景観であると言える。

このため、市域全体に係る「京都の文化的景観」調査報告書(令和2年3月刊行予定)を受けて、文化財保護政策と景観政策との一層の連携を図りながら、文化遺産を大切にしまちづくりとして一体的に政策を推進していく必要がある。【頁6-2】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成27年度から令和元年度にかけて、京都市内全域を対象とした文化的景観の調査を実施し、令和2年3月には「京都の文化的景観」調査報告書を刊行した。

調査では、市内の特色ある地域を悉皆調査しリスト化するとともに、文化的景観の要素が顕著な地域について、その地域の特色を示し、地域らしさを守るための措置を考える基礎資料をまとめた。

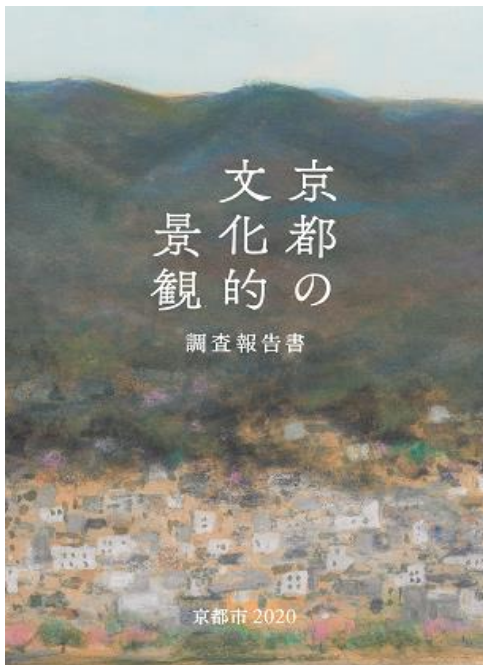
また、京都の全体と部分それぞれの特性を示し、その関係性を明らかにすることによって都市の文化的景観を読み解く方法論の一例を示した。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

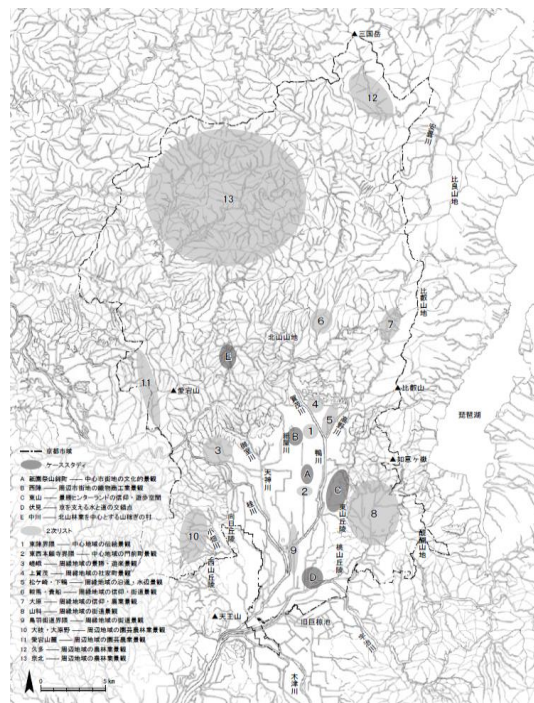
計画どおり進捗している  
計画どおり進捗していない

今後、文化的景観を景観政策やまちづくり政策に活かすことで地域の魅力づくりまで発展させることが求められる。

状況を示す写真や資料等



京都の文化的景観調査報告書



ケーススタディ・2次リストの位置図

評価軸⑤-1 効果・影響等に関する報道		
報道等タイトル	評価対象年度	
	年月日	令和元年度
京の宿泊外国人100万人増 など	令和元年7月4日	京都新聞, 毎日新聞
志賀直哉旧居取り壊しへ	令和元年8月14日	京都新聞
ICOM 京であす開幕 など	令和元年8月31日	京都新聞, 読売新聞
夜の景観 京都らしさを探る	令和元年9月5日	京都新聞
平安京 羅城・九条大路初出土 など	令和元年9月13日	京都新聞, 毎日新聞 朝日新聞, 読売新聞
西寺跡で講堂基礎確認 など	令和元年10月25日	毎日新聞, 読売新聞
「観光公害」対応へG20宣言 など	令和元年10月27日	京都新聞, 読売新聞
祇園の私道 撮影禁止に など	令和元年10月29日	毎日新聞, 朝日新聞, 読売新聞
賀茂川護岸や堰堤「土木遺産」に	令和元年11月8日	京都新聞
京のゲストハウス廃業急増	令和元年11月9日	京都新聞
5〜7世紀初め, 東日本最大級 埼玉古墳群 特別史跡に (登録文化財 旧御所水道ポンプ室(京都市)) など	令和元年11月16日	京都新聞, 毎日新聞 朝日新聞, 読売新聞
国連京都会議開幕「観光公害」解決へ議論 など	令和元年12月13日	京都新聞, 毎日新聞, 読売新聞
増える学校跡地どう活用?	令和元年12月21日	京都新聞
新築京町家に認証制度	令和元年12月28日	京都新聞
フナ運復活へ京の「港」整備	令和2年1月6日	京都新聞
川井家住宅から室町期の柱穴 など	令和2年1月8日	京都新聞, 読売新聞
大覚寺, 大沢池を有料化へ	令和2年1月28日	京都新聞
京の考古資料「持ち腐れ」(収蔵庫容量オーバー目前)	令和2年2月1日	京都新聞
無形遺産候補に「風流」22年ユネスコ登録目指す など	令和2年2月15日	京都新聞, 読売新聞
京の行楽地 閑散(新型肺炎・京滋)	令和2年3月1日	京都新聞
京都市文化財新たに8件	令和2年3月2日	毎日新聞
予約半減 疏水船に打撃	令和2年3月23日	京都新聞
市の「京都を彩る建物や庭園」町家・社寺11件を認定	令和2年3月24日	京都新聞
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
京都市の歴史まちづくりに関する取組を報道機関に取り上げられることにより, 市民への普及啓発となった。 新型コロナウイルス感染拡大前は, 観光客増加による市民生活への影響が懸念される記事が多かったが, 感染拡大後はその状況が一転し, 今後の対応が喫緊の課題となった。		

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
<input checked="" type="checkbox"/> 計画の進捗に影響あり <input type="checkbox"/> 計画の進捗に影響なし	報道に取り上げられた取組は、その意見を踏まえながら各施策に活かせるよう検討を行う必要がある。
状況を示す写真や資料等	
<p>●夜の景観 京都らしさを探る夜の景観 京都らしさを探る (令和元年9月5日/京都新聞掲載)</p> <div data-bbox="193 342 756 958">  <p>2019年9月7日 19:48</p> <p>京都市は夜間の魅力的な景観の在り方について指針の策定に乗り出す。今月から社会実験を始め、第1弾として13日から3日間、三条大橋をライトアップする。年度内に岡崎地区(左京区)など計5カ所程度で実験を行い、地域の特性と調和する夜間景観の検討に生かす。</p> <p>市は2007年から始めた「新景観政策」で、繁華街にあふれていたネオン広告も規制を強化し、照明の大きさや明るさなどを厳しく制限してきた。近年は発光ダイオード(LED)など照明技術の向上もあり、景観政策の方向性を見直す中で夜間景観の指針を作ることにした。</p> </div> <p>●予約半減 疏水船に打撃(新型コロナウイルス関連) (令和2年3月23日/京都新聞掲載)</p> <div data-bbox="193 1131 756 1765">  <p>2020年3月24日 18:10</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による観光客の減少で、大津と京都を水路で結ぶ「びわ湖疏水船」が打撃を受けている。運航開始の28日を前に、予約は昨季の半分程度にとどまる。2月に複数の感染が確認された東京都の屋形船と見た目が似ているが、関係者は「屋形船と違い密閉空間ではなく、座席も対面していない。感染対策は万全だ」と挽回に力を入れている。</p> </div>	



評価軸⑥-1 その他(効果等)		評価対象年度	令和元年度
項目			
<b>歴史的風土の保存・再生</b>			
計画に記載している内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内の現状変更不許可となった土地の所有者から買入れ申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものに対して買入を実施。</li> <li>・歴史的風土特別保存地区内において歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備。</li> <li>・古都法第12条に基づき、買入地の歴史的風土を維持保存するため、適正に管理する。【頁7-43】</li> </ul>		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付			
<p><b>【土地買入事業】</b>                  約0.26haの買入れを実施。(歴史的風土特別保存地区指定面積は約2,861ha, 昭和42年度からの買入地の総計は令和元年度末で約286.6ha(指定面積の約10.0%))</p> <p><b>【施設整備事業】</b>                  小倉山地区内において森林整備を実施(約1.5ha)                  北嵯峨・金閣寺地区内において管理道整備を実施(約1km)</p> <p><b>【維持管理事業】</b>                  ・買入地において樹木の剪定, 除草, 立入防止柵の修繕, 清掃等を実施。                  ・病害虫による被害木の伐倒駆除等(令和元年度末実績: 松くい虫被害木駆除 9本, カシノナガキクイムシ治療・脱出防止・未然防止対策・伐倒駆除 64本)を実施。                  ・使用許可や無償管理協定等の契約により植生等管理や施設管理を行っている。</p> <p>以上の取組により、歴史的風土の保存と再生が図られた。</p>			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
■計画の進捗に影響あり □計画の進捗に影響なし	「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林整備を推進していくために、小倉山及び上賀茂本山における森林再生等の取組等とおして活動に関わる組織づくりや活動を支える人材育成のあり方などを検証・構築し、森林景観づくりの輪を三山全体に広げ、全市的な森林景観づくりの機運を高めていく。		
状況を示す写真や資料等			
			
金閣寺地区における管理道整備(施設整備事業)		清水地区における樹木剪定(買入地維持管理)	

評価軸⑥-2  
その他(効果等)

評価対象年度 | 令和元年度

項目

魅力ある夜間景観づくり

計画に記載している内容 都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。【頁7-45】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

令和元年度には、平成30年度の調査を踏まえてそれぞれ地域特性の異なる5箇所を選定し、更なる魅力向上や夜間景観づくりの課題等を検討するため、仮設の照明装置の設置等による社会実験を実施した。(三条大橋、岡崎地域、西陣地域、円山公園、木屋町通)

その結果、照明の色温度の変更及びライトアップによる効果や、照明装置の設置にかかる課題等の確認ができた。また、実験結果をもとに、景観政策に対する市民のアイデア等を出し合う会議において、「京都らしい夜間景観」をテーマとした議論を行うなど、市民の機運醸成等に寄与した。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画の進捗に影響あり  
□計画の進捗に影響なし

令和2年度には、平成30年度の調査、令和元年度の社会実験の結果等を踏まえ、魅力ある夜間景観づくりに向けた指針(案)の作成を行い、地域特性ごとにふさわしい夜間景観を提示していく。

状況を示す写真や資料等

三条大橋



岡崎地域



円山公園



西陣地域



木屋町通



京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用による歴史的建築物の保存・活用の推進

計画に記載している内容  
 景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年(2012)に制定した。平成25年11月には対象建築物を木造以外の鉄筋コンクリート造やれんが造等の近代建築物にも拡大する条例改正を行っている。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。【頁3-8】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

これまで、江戸末期の京町家を大学のキャンパスとして用途変更・増築した事例や、昭和初期の小学校の校舎をホテルとして用途変更・増築した事例など、計14件(令和元年度末時点累計。うち、令和元年度は3件)について、建築物の価値を継承しつつ、保存活用した。

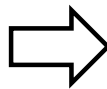
平成26年には、条例の活用促進を目的に、条例活用の際に必要な「保存活用計画」の作成費用の一部を助成する制度を創設した(令和元年度は2件に助成)。また、平成29年には、京町家の浴室・便所等の水回りの増築や用途変更などの保存活用をさらに促進するため、標準的な規模の京町家に係る手続の合理化を目的に、建築基準法を適用除外する際の技術的基準(建築審査会の包括同意基準)を全国で初めて制定した。その結果、歴史的建築物の保存活用が推進された。

進捗状況 ※計画年次との対応

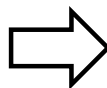
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画の進捗に影響あり  
計画の進捗に影響なし

制度の対象となる建築物の数と比較すると、活用例数が少ない状況であるため、関係部署や業界団体と連携を深めつつ、更なる制度の普及啓発に取り組んでいく。



適用事例(龍谷大学深草町家キャンパス)



適用事例(元京都市立清水小学校)

評価対象年度	進行管理・評価: 令和元年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称: 令和2年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議	
会議等の開催日時: 令和2年6月15日(月)10:00~12:00	
(コメントの概要)	
<p>1)道路修景整備事業 三条周辺地区(③-1):昨年度に続き進捗していないため, どういったところが課題で, どういった対応方針とするのかを具体的に記載すること。</p> <p>2)”京都を彩る建物や庭園”修理事業(③-16):状況を示す写真に掲載している岐美家について, 修理前後の様子が大きく変わっているため, どういった工事をしたのか説明を補足すること。</p> <p>3)京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業(③-25):応募件数0件で, 実績なしだが, 計画通り進捗しているということでもいいか。現在の状況について追記すること。</p> <p>4)文化財の調査及び指定・登録について(④-1):山科地蔵堂が文化財環境保全地区に指定されたことも重要な事項なので追加すること。</p> <p>5)令和2年3月に, 市域全体に係る「京都の文化的景観」調査報告書が刊行されたが, 文化的景観は歴まちと関連が深いので, 進捗評価に入れたほうがいいのではないか。</p> <p>6)魅力ある夜間景観づくり(⑥-2):社会実験を実施したうえで, どういった対応方針をとるのかを記載すること。</p> <p>7)京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用について, 歴まちとも関連が深いため, どういった効果があるのかを進捗評価に入れたほうがいいのではないか。</p>	
(今後の対応方針)	
<p>1)地上機器の設置に当たり, 道路の状況や沿道の土地利用を考慮すると, 容易に設置場所を特定できず, 沿道関係者や電線管理者との交渉が難航している状況にある。評価シートの対応方針に追記する。(※評価シート③-1修正あり)</p> <p>2)修理工事では, 外壁修理, 2階増築部分の撤去を実施した。評価シートに追記する。(※評価シート③-16修正あり)</p> <p>3)制度の見直しを実施し, より応募しやすい環境を整えたが, 金融緩和等の社会的環境が要因で, 応募者が集まりにくい状況があった。評価欄にそういった状況を追記し, 実施の状況として, 応募時の広報資料等を掲載する。(※評価シート③-25修正あり)</p> <p>4)文化財環境保全地区について追記する。(※評価シート④-1修正あり)</p> <p>5)文化的景観の取組については例年項目を立てて進捗評価を行っていなかったが, 今回から評価軸④の中で評価する。また, 文化財保存保護の在り方についての答申受理を含む, 文化財活用地域計画の検討についても, 評価軸④の中で評価する。(※評価シート④-4及び④-5追加)</p> <p>6)社会実験の結果等を踏まえ, 魅力ある夜間景観づくりに向けた指針(案)の作成を行い, 地域特性ごとにふさわしい夜間景観を提示していく。評価シートの対応方針に追記する。(※評価シート⑥-2修正あり)</p> <p>7)当該条例については, 計画本文に記載があるものの, 事業ではないため, 例年進捗評価を行っていなかった。「保存活用計画」の作成費用の一部を助成する制度もあるので, 補助実績も併せて評価する。(※評価シート⑥-3追加)</p>	